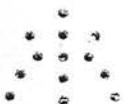


昭和十一年二月
十四日
宣
告
長崎高等法院



三八

判 決

本籍 熊本縣

住居 長崎市

藤 田 稔

本籍 長崎市

住居 同市

岡 崎 安 太 郎

本籍 長崎縣

住居 中華民國

村 上 富 雄

本籍 熊本縣

住居 長崎市

100

藤田 孝 幸

本籍 長崎市

住居 同市

岡崎 雪 野

本籍 京都府

住居 長崎市

中田 丈 太郎

本籍 長崎縣

住居 長崎市

原 田 春 吉

本籍並住居 長崎縣

上 田 虎 壽

加九字
前三字

示〇

本籍並住居 同縣

川田 市之助

本籍 長崎縣

住居 長崎市

松 島 章 二

生

右ノ者等ニ對スル國外移送誘拐被告事件ニ付當裁判所ハ檢
事川上悞關與ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人藤田稔、岡崎安太郎、村上富雄ヲ各懲役三年六
月ニ被告人藤田ミキ、岡崎雪野ヲ各懲役二年六月ニ被
告人松島章二、中田丈太郎ヲ各懲役二年ニ被告人原田
春吉、上田虎壽、川田市之助ヲ各懲役一年六月ニ處ス
被告人村上富雄、岡崎雪野、松島章二ニ對シテハ未決
勾留中執レモ六十日ヲ右本刑ニ算入ス

被告人原田春吉、上田虎壽、川田市之助ニ對シテハ三

加一字
前一字

年間右刑ノ執行ヲ猶豫ス

恭
啓

理
由

被告人富雄ハ昭和五年十一月頃ヨリ中華民國上海ニ於テ其
ノ雇入ニ係ル婦女ヲシテ同地駐屯ノ帝國海軍軍人ヲ顧客ト
シテ醜業ニ従事セシメ居タルトコロ昭和七年一月所謂上海

事變ノ勃發ニ因リ多數ノ帝國海軍軍人ノ駐屯ヲ見ルニ至リ
 タルヲ以テ海軍指定慰安所ナル名稱ノ下ニ從來ノ營業ヲ擴
 張センコトヲ欲シ豫テ知合ノ亡梶原伊吉ニ該意圖ヲ告ケ同
 人ノ紹介ニ依リ同年三月七日頃上海文路江星旅館ニ於テ被
 告人稔、安太郎ノ兩名ニ面談シテ右ノ企圖ヲ諮リ之カ贊同
 ヲ得茲ニ被告入富雄ニ於テ家屋其ノ他ノ設備ヲ提供シ伊吉
 及被告入稔ノ兩名ニ於テ該營業所ニ於テ醜業ニ従事スル日
 本婦女ヲ日本内地ニ於テ雇入レ移送スルコトヲ擔當シ被告
 入安太郎ニ於テ之カ雇入資金ヲ供給スルコトヲ約スルト共
 ニ婦女雇入ニ際シテハ其ノ專ラ醜業ニ従事スルモノナルコ
 トノ情ヲ秘シ單ニ女給又ハ女中ト欺罔シテ勸説誘惑シテ上
 海ニ移送センコトヲ協議シ伊吉ニ於テモ直チニ之ニ贊同ス
 ルト共ニ安太郎等ノ旨ヲ受ケテ長崎市ナル被告人安太郎
 ノ妻ナル被告人雪野ニ右ノ協議内容ヲ通知シテ雇入方ヲ
 求メ雪野ハ其ノ旨ヲ被告人稔ノ妻ナル被告人ミキ及被告人
 中田丈太郎ノ兩名ニ通スルト共ニ被告人ミキトノ間ニハ之
 カ實行ヲ兩名ニ於テ分擔スヘキ旨ノ協議ヲ遂ケ次テ被告人
 丈太郎トノ間ニハ前記安太郎等ノ協議セル方法ニテ雇入ル
 ヘキコトヲ謀議シ居タルカ更ニ同月十四日被告人安太郎ニ
 於テ長崎市ニ歸來スルヤ直チニ同市内ナル同人方ニ

第一

五

三郎及被告人ミキヲ招致シ同人等並被告人雪野ノ三名ニ對シ前記上海ニ於ケル協議ノ結果ヲ告ケテ婦女移送方ヲ促シ同人等モ之ニ贊同ノ上被告人雪野ニ於テハ同年三月下旬頃被告人春吉、虎壽、及同人ヲ介シテ被告人市之助ノ四名ニ五三郎及被告人ミキニ於テハ同月十四日頃被告人章ニニ夫前記安太郎等ノ協議セル方法ニ依リ婦女ヲ誘拐シテ上海ナル前記慰安所ニ移送セシコトヲ謀リ同人等モ之ニ贊同シ第一、被告人稔、安太郎、富雄、雪野、ミキノ五名ハ伊吉ト共謀ノ上（以下事實ヲ判示スルニ當リテハ右被告人五名及伊吉ヲ單ニ被告人稔等六名ト略稱ス）

(一) 被告人雪野ニ於テ同年四月初頃長崎市内ナル同人方ニ於テニ對シ行先ハ兵隊相手ノ食堂ナル旨虛言ヲ構ヘ且祝儀等ニ收入一ヶ月ニ、三百圓位アリト甘言ヲ弄シテ上海行キヲ勸メテ同女ヲシテ其旨信セシメテ之ヲ誘惑シ

(二) 被告人ミキニ於テ前同日頃同市ニ對シ行先ハ食堂ノ女給ニシテ客ヲ取ル要ナシト詐言ヲ構ヘ且百五十圓位ヲ前借スルモ二、三ヶ月ニテ完済シ得テ尙毎月五十圓位親許ニ送金シ得ル旨甘言ヲ以テ上海行ヲ勸說シテ同女ヲシテ其旨信セ

シメテ之ヲ誘惑シ

第二、被告人稔等六名並五三郎ハ共謀ノ上五三郎ニ於テ同年五月初頃長崎縣北高來郡
方ニ於

テ同人ニ對シ一年居レハ内地ノ三年乃至五年分ノ儲
アル故ニ女
ヲ上海駐屯ノ帝國軍隊ノ酒保ノ如キ

所ノ賣子トシテ奉公セシメテハ如何ト詐言並甘言ヲ構
ヘ同人ヨリ之ヲ聞知セルナカノヲシテ五三郎ノ言通り
ノ事實ナリト信セシメテ之ヲ誘惑シ

第三、被告人稔等六名並被告人丈太郎ハ共謀ノ上丈太郎ニ
於テ

秀四

(一)同年三月十日頃長崎縣西彼杵郡
方

及被告人丈太郎ノ肩書居宅ニ於テ
ニ對シ上海ノ

料理屋ニ女給又ハ仲居トシテ奉公スルニ於テハ多額ノ
收入アリ且客取りヲ爲スノ要ナキニ依リ次女
ヲ上

海ニ奉公セシメテハ如何ト甘言及詐言ヲ弄シ
ヨ
リ之ヲ聞知セルシメテ其ノ言ノ通りノ事實ナリト
信セシメテ同女ヲ誘惑シ

(二)前同日頃前同所ニ於テ
兩名ニ對

シ上海ノ料理屋ノ女給又ハ仲居トシテ奉公スルニ於テ
ハ多額ノ收入アルニ依リ上海ニ行キテハ如何ト詐言及



甘言ヲ以テ同女等ヲ誘ヒ同人等ヲシテ其旨信セシメテ之ヲ惑ハシ

(三)同年四月初頃長崎市

方ニ於

テ同女ニ對シ一ヶ月七、八十圓位ノ收入アルニ依リ上海ニ行キ同地ノ海軍慰安所ニ於テ「カフェー」ノ女給又ハ仲居ノ如キ仕事ヲ爲シテハ如何ト甘言並詐言ヲ構ヘテ同女ヲシテ其旨信セシメテ之ヲ誘惑シ

第四、被告人稔等六名並被告人春吉ハ共謀ノ上春吉ニ於テ

同年四月初頃同市

方ニ於テ同女ニ對

シ行先ハ海軍指定慰安所ナル水兵或ハ士官等相手ノ「

カフェー」ナルカ

カ

フ

エ

ー

カ收入ハ祝儀ノミニテモ一ヶ月七、八十圓ニ達シ一年

行キテハ如何ト詐言及甘言ヲ以テ誘ヒ同女ヲシテ其旨

信セシメテ之ヲ惑ハシ

第五、被告人稔等六名並被告人虎壽、市之助ハ共謀ノ上虎

壽及市之助ノ兩名ニ於テ前同日頃

(一)長崎縣南高來郡

方ニ

於テ同女ニ對シ多額ノ收入アル食堂ノ帳場方トシテ世話スル故上海ニ行キテハ如何ト詐言及甘言ヲ以テ之ヲ誘ヒ且被告人雪野ニ於テモ其ノ頃長崎市内ナル同人方



三

ニ於テ 二對シ虎壽等ト同様ニ申向ケテ同女ヲシテ
其旨信セシメテ之ヲ誘惑シ

(一)

方ニ於テ同女ニ對シ行先ハ兵隊相手ノ
食堂ナルモ一日ニ祝儀一、二圓ノ收入アル故上海ニ行
キテハ如何ト詐言並甘言ヲ以テ同女ヲ誘ヒ同女ヲシテ
其旨信セシメテ之ヲ



第六、被告人稔等六名並被告人虎壽ハ共謀ノ上虎壽ニ於テ
前同日頃

(一) 同郡

方ニ於テ同女ニ對シ在上海
ノ仕出屋ノ女中奉公ヲ爲サハ月二、三十圓ノ收入アル

裁判用紙

裁判所

故上海ニ行キテハ如何ト詐言並甘言ヲ以テ同女ヲ誘ヒ
同女ヲシテ其旨信セシメテ之ヲ惑ハシ

(二)

方ニ於テ同人ニ對シ内地ニ於ケル給料ノ
二、三倍ノ收入アル故四女

ヲ在上海ノ「カフエ
」ノ女中トシテ奉公セシメテハ如何ト詐言並甘言ヲ
構ヘ同人ヨリ之ヲ聞知セルキヨカヲシテ右言ノ通りノ
事實ナリト信セシメテ同女ヲ誘惑シ

第七、被告人稔等六名並被告人章二ハ五三郎ト共謀ノ上章

二ニ於テ

(一) 同年三月末頃長崎市 被告人章二方ニ於テ

1010

重

加一字
前一字

添七

ニ對シ海軍慰安所ノ女中トシテ上海ニ行キテハ如何
給料ハ月四、五圓ナルモ祝儀ニ依ル收入ハ五、六十圓
ニ達スル旨詐言並甘言ヲ以テ同女ヲ誘ヒ同女ヲシテ其
旨信セシメテ之ヲ惑ハシ

(一) 同年三月末頃情ヲ知ラサル

ヲシテ同市

ナル同人方ニ於テ

ニ對シ前同様申向ケシメ

テ同女ヲ誘ヒ同女ヲシテ其旨信セシメテ之ヲ惑ハシ

(二) 同年四月初頃前記被告人章ニ方ニ於テ

對シ

海軍士官相手ノ飲食店ノ女中トシテ上海ニ行キテハ如
何五十圓位ノ前借ヲ爲スモ一週間ニテ直チニ返済シ得

裁判用紙

裁判所

ヘキ旨詐言及甘言ヲ以テ同女ヲ誘ヒ同女ヲシテ其旨信セ
シメテ之ヲ惑ハシ

因テ孰レモ上海行ヲ承諾セシメタル結果

(1) 同年三月十四日長崎港出帆ノ上海丸ニ

等三名ヲ

(2) 同年四月一日同港出帆ノ長崎丸ニ

ヲ

(3) 同年八月日同港出帆ノ前記汽船ニ

山口

等七名ヲ

(4) 同年十二月日同港出帆ノ淺間丸ニ

406

等三名ヲ

(丙) 同年五月六日同港出帆ノ上海丸ニ

夫ハ順次ニ乗船セシメテ之ヲ誘拐シ各其ノ翌日同女等ヲ執
レモ順次上海ニ上陸セシメ以テ~~テ~~取者ヲ帝國外ニ移送シ
タルモノナリ

而シテ被告人春吉ヲ除ク其ノ餘ノ被告人等ノ判示所爲ハ犯
意繼續ニ係ルモノトス

證據ヲ按スルニ判示事實中犯意繼續ノ點ヲ除ク爾餘ノ事實
中被告人等ヲ判示海軍指定慰安所ハ同所雇入ノ婦女ヲシテ
醜業ニ従事セシムルモノナルコトヲ了知シ居タルコトハ被

裁判用紙

裁判所

告人市之助ヲ除ク其ノ餘ノ被告人等ノ當公廷ニ於ケル其ノ
旨ノ供述ニ依リ被告人市之助ニ關シテハ同人ニ對スル豫審
第一回訊問調書中其ノ供述トシテ其ノ旨ノ記載ニ依リ

等十五名ノ婦女ヲ判示ノ日長崎港出帆ノ判示汽船
ニ乗船シ各其ノ翌日上海ニ上陸シタルコトハ被告人稔、安
太郎、富雄ノ當公廷ニ於ケル其ノ旨ノ供述並當公廷ニ於ケ
ル被告人雪野ノ

ノ十名ニ關シ被告人ミキノ

ノ五名ニ關シ被告人丈

加一字
前一字

秀八

1010

太郎ノ
 シ被告人春吉ノ
 名ノ
 二關シ被告人虎壽、市之助ノ兩
 ノ兩名ニ關シ被告人章二ノ
 ノ兩名ニ關シ被告人虎壽ノ
 ノ四名ニ關

ノ三名ニ關シ夫々判示同旨ノ供述ニ依リ

判示冒頭ヨリ被告人稔、安太郎、富雄及伊吉ノ四名カ判示
 ノ如ク富雄ニ於テ營業所ヲ供シ稔、伊吉ニ於テ婦女雇入ヲ
 擔當シ安太郎ニ於テ之カ資金ヲ提供スルコトヲ約シタル迄
 ノ事實ハ被告人稔、安太郎、富雄ノ三名ノ當公廷ニ於ケル
 其ノ旨ノ供述ニ依リ孰レモ明白ニシテ被告人稔、安太郎

裁判用紙
 裁判所

富雄及伊吉間ニ婦女雇入ニ關シ判示ノ如キ協議ヲ爲シタル
 點ヨリ被告人安太郎ニ於テ其ノ旨ヲ被告人雪野、ミキ及五
 三郎ノ三名ニ通シ以テ以上被告人等五名及伊吉間ニ判示ノ
 如キ謀議カ成立スルニ至リタル迄ノ事實及被告人雪野、ミ
 キ及五三郎カ夫々被告人丈太郎、春吉、虎壽、市之助、章
 二等ニ判示ノ如キ依頼ヲ爲シ因テ同人等ト被告人稔、安太
 郎、富雄、ミキ、雪野及伊吉間ニ判示第一乃至第七記載ノ
 如キ共謀關係カ成立スルニ至リタル事實ハ

(イ)被告人安太郎ニ對スル豫審第一回訊問調書中英ノ供述
 トシテ上海ノ江星旅館ニ於テ村上富雄、梶原伊吉、藤

田稔等ト慰安俱樂部（海軍指定慰安所ノ事）經營ニ付
 話ヲ爲シタル際村上ハ一同ニ對シ女ハ女中ト言フ事ニ
 シテ雇フカ良イト申シタル様ニ記憶ス而シテ伊吉ハ自
 分ノ妻雪野ニ稔ハ自宅ニ夫々自分カ出資ヲ承諾シタル
 旨ヲ手紙ニテ通シ女雇入ノ手配ヲ頼ミタルカ自分カ上
 海ヨリ歸ル際昭和七年三月十三日頃稔、伊吉ノ兩名ハ
 自分ニ内地ヨリ女ヲ雇ヒ送ル様依頼シタル故長崎ニ歸
 宅後直チニ自宅ニ西田五三郎、藤田モキヲ招キ雪野モ
 居ル所ニテ此度伊吉、稔ノ兩名カ上海在住ノ村上富雄
 ナル者ト海軍指定慰安所ヲ共同經營スルニ至リタルコ
 ト及該慰安所ハ内地ノ女郎屋ト同様醜業ニ從事スルモ
 ノナルコトヲ話シ同所ニ送ル女ヲ世話シテ吳レト三名
 ニ申シタルカ其ノ際自分カ女ヲ雇フニハ女中トシテ雇
 フ様ニスルカ良イト申シタルコトハ相違ナキモ斯様ニ
 申シタル理由ハ淫賣婦トシテ上海行ヲ勧誘スルコトハ
 言ヒ難キ事ナルト且女中トシテ雇ヘハ人ヲ集メ易キ故
 左様ニ申シタル次第ナル旨ノ記載

裁判用紙

裁判所

トシテ上海ノ江星旅館ニ於テ村上富雄、藤田稔、岡崎
 安太郎等カ海軍指定慰安所經營ノ話ヲ爲シタル時自分

(四) 證人

ニ對スル豫審第二回訊問調書中其ノ供述

加三字
謝三字

ハ同室ニ居リタルカ其ノ際富雄ハ内地ニ於テ婦女ヲ雇
フ際ハ婦女ニハ醜業ニ従事スルコトヲ秘シ女給トシテ
雇フカ可ナル旨ノ話ヲ爲シ稔、安太郎ノ兩名ハ之ニ同
意シタル旨ノ記載

(ハ) 證人 ニ對スル豫審第一回訊問調書中其ノ供述
トシテ自分ハ村上ニ對シ女ハ如何ニシテ雇ヒ來ルカト
質問シタルトコロ同人ハ「女給トカ女中トカ言フ事ニ
シテ連レテ來レハ譯ハ無イジャナイカ」トカ「ソナ
事ハ何フテモ良イジャナイカ」ト申シタル旨ノ記載
(ニ) 被告人丈太郎ニ對スル豫審第二回訊問調書中其ノ供述

裁判用紙

裁判所

トシテ在上海ノ伊吉ヨリ自分宛ノ手紙ニハ客取
女ヲ雇ヒ呉レトノ記載ナク反對ニ女給又ハ仲居トシテ
雇ヒ呉レト書キアリタルモ自分ハ女ニハ賣淫ヲ爲サシ
メルモノト思ヒタリ而シテ此ノ手紙受領後雪野方ニ行
キタルトコロ同人ハ自分以上ニ詳細ニ事情ヲ知り居リ
タルヲ以テ伊吉ヨリ雪野ニ對シテモ手紙カ來テ居ルモ
ノト思ヒタリ其ノ後伊吉ヨリ電報カ參リ雪野方ニ招致
サレ同人ニ面談シタル時同人ハ今度ノ船ニ間ニ合フ様
女ヲ送ラネハナラヌ故早目ニ女ヲ雇ヒ呉レ而シテ其ノ
雇入ニ付テハ女給又ハ仲居トシテ雇フ様命令的ニ申シ

1104

多リ同人ハ其ノ際賣淫ノ事ヲ秘シテ雇ヘト判然トハ申
サザリシモ其ノ口吻ヨリシテ自分ハ賣淫ノ事ヲ秘シ女
給又ハ仲居トシテ雇ヒ吳レト言フ意味ニ解シタル旨ノ
記載

(A) 被告人雪野ノ當公廷ニ於ケル在上海ノ伊吉ヨリ自分宛
ニ女雇入ヲ依頼スル旨ノ手紙カ参リタルコトハ相違ナ
キ旨ノ供述

(B) 被告人ミキニ對スル豫審第一回訊問調書中其ノ供述ト
シテ昭和七年三月初頃雪野方ニ招致サレ同人ニ面談シ
タル時同人ハ上海ヨリ手紙カ参リ從來村上ナル者カ上

裁判用紙

裁判所

海ニ於テ海軍慰安所ナル淫賣屋ヲ經營シ居リタルカ
今度安太郎、梶原伊吉及貴殿ノ主人稔ノ三名カ共同ニ
テ該慰安所ヲ經營スルコトニナリ同所ニ女ヲ送ラネハ
ナラス故當方ニ於テモ盡力スル故貴殿ニ於テモ世話ヲ
爲シ吳レ金ハ立替ヘ置タ尙婦女雇入ニ付賣淫ノ事ヲ話
セハ金カ高ク掛ル故其ノ事ハ言ハス女給トシテ雇フカ
良イト申シタル故女ハ女給トシテ雇フ事ニ一決シタリ
仍テ自分ハ直チニ松島章二方ニ行キ同人ニ女給ノ雇入
方ヲ頼ミタル旨ノ記載

(C) 被告人ミキニ對スル豫審第二回訊問調書中其ノ供述ト

訂一字

四三

1106

シテ安太郎カ上海ヨリ歸國後自分及

カ安太

郎方ニ招致サレタル時同人ハ女ニ賣淫ノ事ヲ打明ケテ

雇ヘハ百圓ノトコロハ二百圓モ要スル故女給トシテ雇

フカ可ナル旨申シタルヲ以テ自分ハ「左様ニシマセウ

」ト返事ヲ爲シタルカ右ノ話ヲ聞キ之ハ自分ノ主^主張^張

トモ相談ノ事ナラント思ヒタリ而シテ其ノ日直チニ章

二方ニ行キ同人ニ婦女雇入方ヲ依頼シタル旨ノ記載

(イ)證人西田五三郎ニ對スル豫審訊問調書中其ノ供述トシ

テ安太郎カ上海ヨリ歸國後自分及藤田キキノ兩名ハ安

太郎方ニ招致サレタルカ其ノ際安太郎ハ上海ニ於テ帝國

裁判用紙

裁判所

海軍軍人ヲ相手トスル海軍慰安所ナル淫賣屋ヲ藤田益

ト共同ニテ經營スルコトニ爲シ同所ニ女ヲ送ラネハナ

ラヌカ女ヲ雇フニ付テハ賣淫ノ事ヲ^{秘密}女給トシテ

雇フカ良イト申シタリ自分ハ賣淫ヲ爲ス酌婦トシテ雇

ヘハ金モ掛リ且希望者モ少キ故安太郎カ右ノ様ニ申し

タルモノト考ヘ又此ノ事ハ安太郎單獨ノ考ニ非スシテ

上海ニ於テ稔等トモ相談ノ事ナルヘシト察シ「左様シ

マセウ」ト返事シ同人方ヲ辭シ稔方ニ立寄りタルトコ

ロ松島章ニカ居合セタル故同人ニ安太郎ノ申シタル通

リヲ傳ヘタルトコロ章ニハ「ソノ風ヲ雇ハネハ上海

加字
第一字

四番

第一字

100

邊ニハ女カ直ク行カフト言ハヌト申シタル故自分ハ
章ニモ同意見ト思ヒタル旨ノ記載

(9) 被告人雪野ニ對スル豫審第三回訊問調書中其ノ供述ト
シテ中田丈太郎ト女雇入ノ方法ニ付客ヲ取ル酌婦トシ
テ雇ヘハ何千圓モ要スル故女給トシテ雇フカ良イ左ス
レハ多額ノ金員ヲ要セヌト相談シタルコトハ相違ナキ
旨ノ記載

(又) 被告人春吉ニ對スル豫審第三回訊問調書中其ノ供述ト
シテ昭和七年三月十八日頃上海ニ行キタル時同地ニ於
テ岡崎雪野ニ面會シタル際
ノ話ヲ爲シタル

裁判用紙

裁判所

トコロ雪野ハ同人ヲ雇フテモ良イト申シタル旨ノ記載
(10) 被告人虎壽ニ對スル豫審第二回訊問調書中其ノ供述ト
シテ昭和七年中岡崎雪野ヨリノ招電ニ依リ同人方ニ行
キタルニ同人ハ上海ノ淫賣屋ニ送ル女ヲ世話シテ呉レ
ト申シタルモ自分ハ氣乗リセサリシトコロ市之助ニ尋
ネサセテ呉レト申シタル旨ノ記載

(11) 被告人虎壽ニ對スル豫審第三回訊問調書中其ノ供述ト
シテ岡崎雪野ハ自分ニ女雇入ノ世話ヲ頼ミタル際
同 以外ノ女ヲ雇フ際ハ上海ニ行キ女郎ノ
如キ仕事ヲスルト言ヘハ嫌フ者モアル故左様ナ事ハ言

1137

ハスニ上海方景氣ナル故行キテハ如何ト申向ケテ勸誘
シ吳レト申シタル旨ノ記載

(7) 被告人市之助ニ對スル豫審第一回訊問調書中其ノ供述

トシテ昭和七年春頃上田虎壽カ岡崎雪野ヨリ上海ノ料
理屋ニテ客取^{客取}スル女ノ雇入方^{客取}ヲ以テ共ニ
世話シ吳レト依頼^{客取}尙

エテ世話スル際ニハ客取^{客取}スルコトハ言ハヌカ良イト虎
壽カ申シタル故之ニ同意シタル旨ノ記載
ヲ綜合スルコトニ依リ之ヲ認メ

判示第一ノ(一)ノ如ク被告人雪野ニ於テ婦女ヲ誘拐シタル事

裁判用紙

裁判所

實ハ證人

ニ對スル豫審第一回訊問調書中其ノ供

述トシテ昭和七年四月初頃岡崎雪野方二階ニ於テ同人ト面

會シタル時同人ハ雇^{客取}先^{客取}ハ上海ノ大キナ食堂ニシテ兵隊ノ

遊ヒニ來ル所テアリ「チツブ」ノ外ニ品物ノ賣上金ノ歩合

モ貰ヘル故月二、三百^{客取}ヲ儲カルト申シタル故自分ハ何レ客

ニ飲食物ヲ運フノカ仕事ナラント^{客取}ヘ同人ノ言ヲ信用シ

テ上海行ヲ承諾シタルモ若シ淫賣ヲスルトノ事カ判明シ居

タリトセハ自分ハ上海ニ行ク筈ニハ非ラサリシモ實際上海

ニ行キタルトコロ其處ハ賣淫專業ノ所ナリシ故自分ハ全ク

欺カレテ上海ニ送ラレタルコトカ判明シタル旨ノ記載ニ依

加四字
前二字
加一字
加一字

四五

前一字

加一字

前一字

1137

三

判示第一ノ(二)ノ如ク被告人ミキニ於テ婦女ヲ誘惑シタル事
實ハ證人

ニ對スル豫審第一回訊問調書中其ノ供
述トシテ昭和七年四月初頃長崎市

松島章二方ニ於テ
藤田ミキニ會ヒタル際同人ハ上海ノ勤先ハ食堂ノ女給ナル

故客ヲ取ル要モナク又若シ嫌ナラハ上海見物ノミヲ爲シ歸

國シテモ宜キ故上海ニ行キテハ如何上海ハ好景氣ナル故百

五十圓ノ前借金ハ二、三ヶ月ニテ完済シ得ヘ

五十圓位送金出來ルト申シタルモ賣淫ノ話ハ全然ナク寧ロ

女給ナル故客ヲ取ル要ナシトノ事ナリシ故賣淫セヌモノト

裁判用紙

信シテ上海ニ行キタルトコロ同所ハ海軍軍人相手ニ専ラ賣

淫ヲナス所ナリシ故藤田ミキニ欺

クナリタル旨ノ記載ニ依リ

判示第二ノ如ク

ニ於テ婦女ヲ誘惑シタル事實ハ
證人

ニ對スル豫審訊問調書中

ハ自分
ノ次女ナルモ昭和七年五月初頃

カ自分方ニ參リ
藤田ノ兄貴(藤田稔ノ事)カ上海ニ於テ軍隊ノ娛樂場ノ如

キモノヲ經營シ酒ヤビールヲ賣リ居ル軍隊ノ酒保ノ如キ所

ノ賣子ノ仕事ヲ爲ス者トシテ娘ナカノヲ上海ニ奉公セシメ
テハ如何、上海ハ好景氣ナル故一年居レハ内地ノ三年分ヤ

加一字
罰一字

四六

罰一字

加七字

100

五年分ノ儲カアルト申シタル故其ノ話ノ趣旨ヲ娘ニ傳ヘタルトコロ上海行ヲ承諾シタリ自分モ娘モ醜業ニ従事スルモノナルコトハ全然知ラス若シ之ヲ明白ニ知り居リタリトセハ僅カ二十圓位ヲ貰ヒ娘ヲ上海ニ奉公セシムル事ハセス亦娘ニ於テモ其ノ儘ニテハ行カサリシ筈ナリ昭和八年二月三月頃娘ハ歸國シタルカ其ノ時同人ハ上海ニ於テハ内地ニ於ケル話ト異リ客取リヲサセラレ辛苦シタト申シタル旨ノ記載及證人

ニ對スル豫審訊問調書中其ノ供述トシテ自分カ

ニ對シ娘

ノ上海行ヲ交渉シタル時

ニ上海ニ於テ醜業ニ従事スルモノナリトノ事ハ一切打明ケサリシコトハ相違ナキ旨ノ記載ニ依リ判示第三ノ如ク被告人丈太郎ニ於テ婦女ヲ誘拐シタル事實

(1) 被告人丈太郎ニ對スル豫審第一回訊問調書中其ノ供述トシテ昭和七年三月十日頃長崎市外

方ニ於テ同人ニ對シ今度上海ニ海軍慰安所ナル大キナ料理屋カ出來ル故貴殿ノ娘ヲ上海ニ奉公ニ出シテハ如何ト申向ケタルトコロ同人ハ

ヲモ招致シタル故同人ニモ前同様申シタルニ同人等ハ娘ニ意見ヲ聞クト言ヒ其ノ後自分方ニ同人等ノ娘

406

407

手書

ヲ連行シ來リタル故自分ハ娘兩名ニ前同様申シタル
ニ同人等ハ上海行ヲ承諾シ尙當時佐世保ノ料理屋ニ奉
公シ居タルセノノ妹　　ヲモ上海ニ出スコトニナリタ
リ自分カ　　及　　兩名ニ對シテハ淫賣ト
言フ事ハ打明ケヌニ女給又ハ仲居ノ如キ仕事ヲスルト
申シタル事ハ相違ナキ旨ノ記載

(四) 證人

ニ對スル豫審訊問調書中其ノ供述トシ
テ　　ハ自分ノ長女ニシテ　　ハ次女　　カ昭和
七年三月頃中　　カ自分方ニ來リ上海ニ良キ勤キ
口アル故貴殿ノ娘及　　ノ娘モ行カヌカト申向ケ

裁判用紙

二裁審所

タル故助八ヲ自分方ニ招キ執レモ娘ニ聞キタル上返事
スルコトニナシタルカ其ノ際佐世保市ニ居リタルシメ
モ一緒ニ行キテハ如何ト丈太郎カ申シタリ、其ノ後自
分等兩名　　兩名ヲ伴ヒ丈太郎方ニ參リタ
ルトコロ同人ハ娘等ニモ前同様ノ事ヲ申シタル故セノ
シゲモ上海行ヲ承諾シタリ丈太郎カ申シタル良キ働キ
口トハ岡崎安太郎經營ノ海軍俱樂部ニシテ酒ヤ肴ヲ運
フ仕事ヲナシ客ヲ取ル所ニ非スシテ收入ハ月二、三百
圓位アルト申シタリ其ノ後岡崎雪野ニモ面談シタルカ
同人ヨリ客取りヲ爲ストノ話ハ全然聞カヌ又娘　　ニ

406

甲 11 11 11

モ丈太郎ヨリ聞キタル通りヲ話シタルニ同人モ客取り
 ヲ爲サスシテ左様ニ金儲カアレハ行カフト申シ上海行
 ヲ承諾シタリ自分モ齎セノ、シメ兩名モ共ニ客取りセ
 ヌモノト信シテ上海行ヲ承諾シ若シ客取りスル事ヲ知
 リ居リタリセハ僅カ四百圓餘ヲ二人分ノ前借金トシテ
 借受テ上海ニ奉公セシムル筈ナク又其ノ後セノカ上海
 ヨリ歸國シタル際同人ハ上海ニ於テハ内地ノ話ト異リ
 客取りヲサセラレタト語りタル旨ノ記載

(ハ) 證人

ニ對スル豫審訊問調書中其ノ供述トシテ
 三島シゲハ自分ノ次女 カ昭和七年三月頃

裁判所

方ニ於テ中田丈太郎ニ面會シタル時同人ハ岡崎カ上
 海ニテ飲食店ノ如キモノヲ經營シ女カ必要ナルカ上海
 ハ好景氣ニシテ金儲カ出來ル故娘ヲ出シテハ如何ト申
 シ尙水商賣スル所ニ非スシテ女中ノ娘キ仕事ヲセネハ
 ナラヌト申シタル故娘ノ意見ヲ聞キタル上ニテ上海行
 ヲ承諾シタルカ自分及 兩名ハ共ニ水商賣ヲスル
 所ニ非スト信シテ上海行ヲ承諾シタルモノニシテ若シ
 賣淫ヲセネハナラヌ事カ判明シタランニハ自分モ
 モ共ニ上海行ヲ承諾スル筈ニハ非ス、 カ上海ニ行
 キタル後自分ニ手紙ヲ送りタルカ其ノ中ニハ内地ノ話

ト異リ客取りヲ爲サネハナラヌト書キアリタル旨ノ記載

(二) 被告人丈太郎ニ對スル豫審第一回訊問調書中昭和七年

四月初頃 方ニ於テ同人ニ對シ賣

淫ノ事ハ打明ケスニ働キ先ハ海軍ノ慰安所ニシテ「カ
フエー」ノ女給又ハ仲居ノ如キ仕事ヲ爲ス所ニシテ收
入ハ月七、八十圓位ト申シ上海行ヲ勸メタル事ハ相違
ナキ旨ノ記載

(兩) 證人 ニ對スル豫審訊問調書中其ノ供述トシテ自
分ハ以前 ト稱シ居タルカ昭和七年四月初頃

裁判用紙

裁判所

中田丈太郎カ自分方ニ參リ上海ハ好景氣ニシテ同地ノ
料理屋ノ月收七十圓位ノ女中ニナラヌカト申シテ上海
行ヲ勸メタル故自分ハ之ヲ承諾シタル迄ニシテ同地ニ
於テ醜業ニ従事スルトノ話ハ全然聞カス又之ヲ知り居
リタリセハ上海行ヲ承諾セサル筈ナリシ旨ノ記載

ニ依リ

判示第四ノ如ク被告人春吉ニ於テ婦女ヲ誘拐シタル事實ハ

(一) 被告人春吉ニ對スル豫審第三回訊問調書中其ノ供述ト

シテ自分カ ニ上海行ヲ勸誘シタル時同人ニ

醜業ニ従事セネハナラヌ事ハ打明ケサリシ旨ノ記載

1006

三

(四) 證人 二對スル豫審第一回訊問調書中其ノ供

述トシテ昭和七年四月初頃岡崎春吉(被告人原田春吉ノ事)カ自分方ニ來リ上海ニ行ケハ月七日八十圓ノ收入アル故行キテハ如何若シ行キタル上都合惡ケレハ何時ニテモ歸國シテ支障ナシト申シ尙行先ハ海軍慰安所ニシテ其處ハ「カフェー」ニシテ水兵及士官等ノ飲食スル場所ナリ而シテ仕事ハ客ノ相手ヲ爲シ品物ヲ運フ等ナリ、一年位居リ家ヲ造リタル人モアルト申シタル故自分モ父モ之ヲ信シ上海行ヲ承諾シタルカ賣淫ヲ爲サネハナラヌトノ事ハ春吉ヨリモ亦岡崎雪野ヨリモ聞

五

裁判用紙

裁判所

カス若シ其ノ事カ判明シ居タランニハ上海行ヲ承諾スル筈ニハアラサリシ旨ノ記載

ニ依リ

判示第五ノ如ク被告人虎壽、市之助ノ兩名ニ於テ判示ノ如ク婦女ヲ誘拐シタル事實ハ

(イ) 被告人虎壽ニ對スル豫審第六回訊問調書中其ノ供述トシテ自分カ川田市之助ト共ニ

方ニ行キ同人等ニ上海行ヲ勸メタル事及其ノ際兩名ニ上海ニ行キ醜業ニ從事スルモノナルコトハ告ケスシテ 二對シテハ帳場ニ世話スルト申シヨシ

四

エニハ女中ニ世話スルト申シタル事ハ相違ナキ旨ノ記載

(四) 被告人市之助ニ對スル豫審第一回訊問調書中其ノ供述トシテ自分ト上田虎壽ノ兩名ハ

人及其ノ母ニ上海ニ行クニ於テハ金儲カアル故行キテハ如何、行先ハ岡崎雪野經營ノ料理屋ニシテ女中ナリ

ト申シ賣淫ヲ爲スヘキコトハ打明ケスニ話シタリ
次ニ同ク虎壽ト共ニ
方ニ行キ

同人ニ前同様申シ尙同入カ淫賣スルコトハ欲セヌト申シタル故自分ト上田ハ然ラハ帳場ニ世話スルト申シタ

裁判用紙

裁判所

ル旨ノ記載

(ハ) 證人 ニ對スル豫審訊問調書中其ノ供述トシテ自分ハ以前松崎初子ト稱シ居タルカ昭和七年四月初頃自分方ニ川田市之助外一名カ前後三回參リ長崎ノ岡崎カ上海ニ於テ食堂ノ如キモノヲ經營シ居リ同所ノ帳場方トシテ上海ニ行キテハ如何、收入モ内地ヨリ多額ナル旨申向ケタル故自分ハ之ヲ信シ上海行ヲ承諾シ其ノ後長崎ノ岡崎雪野方ニ行キタル際同人モ亦帳場カ不足シ居ル故上海ニ行キ吳レト申シタルモ賣淫スルトノ話ハ全然聞カス然ルニ上海ニ於テハ専ラ醜業ニ従事スルコ

トヲ知り尙藤田稔ヨリモ之ニ從事スルコトヲ勸メラレ
タルモ自分ハ拒絕シタル旨ノ記載

(二) 證人 ニ對スル豫審訊問調書中其ノ供述トシ

テ昭和七年三月二十四、五日頃川田市之助、上田虎壽
外一名カ ナル自分方ニ參リ上海ニ行クニ於テハ

金儲カアリ行先ハ兵隊相手ノ食堂ニシテ收入ハ「チツ
プ」一日一、二圓位アルト申シタル故自分ハ單ニ兵隊

ノ給仕或ハ酒ノ酌位ヲ爲セハ足ルモノト思ヒ之ヲ承諾
シタルカ賣淫スルトノコトハ想像タニセス且其ノ事カ

判明シ居タランニハ上海行ハ~~絶~~承諾セヌ筈ナリシ

裁判用紙

裁 判 所

トコロ同地ニ於テハ賣淫ヲ爲サネハナラヌコトヲ知り
驚キタルモ逃ケ歸ルニシテモ旅費無カリシ故仕方ナク

醜業ニ從事シタル旨ノ記載

ニ依リ

判示第六ノ如ク被告人虎壽ニ於テ婦女ヲ誘拐シタル事實ハ
(1) 被告人虎壽ニ對スル豫審第六回訊問調書中其ノ供述ト

シテ自分カ

及 等

ヲ雇入ルルニ際シ同人等ニ上海ニ於テ醜業ニ從事スル
モノナルコトハ告ケスシテ女中ニ世話スルト申向ケタ
ルコトハ相違ナキ旨ノ記載

加 五 号

100

100



(四) 證人

ニ對スル豫審訊問調書 中分ハ通稱

ナルモ戸籍面上ハ

ナリ昭和七年四月初頃

上田虎壽カ自分方ニ參リ上海ノ仕出屋ノ女中奉公ヲ爲

サ八月二、三十圓ノ收入アリト申シ上海行ヲ勸メタル

故之ヲ承諾シ上海ニ參リタルモ賣淫ヲ爲ストノ話ハ全

然聞カス又之ヲ知りタリセハ上海ニ來ル筈ニアラサリ

シ旨 審判部 記載

(ハ) 證人

ニ對スル豫審訊問調書中其ノ供述トシテ

ハ自分ノ四女

カ昭和七年四月頃上田虎

壽カ自分方ニ參リ上海ノ「カフェー」ノ女中トシテキ

裁判用紙

裁判所

ヨカヲ奉公セシメテハ如何内地ニ於テ女中奉公爲スヨ

ク二、三倍ノ給料ヲ受ケ得ヘシト申シタル故自分ハ

ト相談ノ上ニテ上海行ヲ承諾シタルカ自分並

ハ孰レモ女中ナルコトヲ信シテ上海行ヲ承諾シタル

トコロ カ上海ニ行キテ後直チニ手紙ヲ自分宛ニ

出シ最初ノ話キ異リ淫賣ヲセシメラレ斯様ナ事ナレハ

來ル筈ニハアラサリシ旨言ヒ送りタルモ自分モ亦賣淫

スルコトカ判明シ居タランニハ上海行ヲ承諾セサリシ

旨ナリシ旨ノ記載

ニ依リ

ルモチツブハ五、六十圓ニ達スルト申シタル故自分ハ
之ヲ信シ同月末頃松島千代ニ其ノ旨ヲ告ケ上海行ヲ世
話シタルカ章ニヨリハ賣淫ヲ爲スモノナリトノ話ハ全
然聞カサリシ旨ノ記載

(二) 證人

ニ對スル豫審訊問調書中其ノ供述トシテ

昭和七年四月初頃松島章ニ方ニ於テ同人ト面談シタル
際同人ハ在上海ノ海軍士官相手ノ飲食店ノ女中トシテ
上海ニ行キテハ如何五十圓位ノ前借ヲ爲スモ一週間經
過セヌ間ニ直チニ返却シ得ル旨申シタルヲ以テ女中ト
シテ働タ積リニテ上海ニ行キタルモノニシテ醜業ニ從

裁判用紙

裁判所

事スルトノ話ハ聞カサリシ旨ノ記載

(一) 證人

ニ對スル豫審訊問調書中其ノ旨分ハ昭和七年四

月一日長崎出帆ノ船ニテ上海ニ渡リタルカ其ノ際

外四名ヲ上海ニ同伴シタルモ松島章ニハ自分ニ此
ノ女等ハ慰安所ノ女給トシテ送ルモノナル故其ノ積リ
ニテ連行シ呉レ若シ女カ質問シタル時ハ「女給ジャ」
ト申シ呉レト耳打シタルコトハ相違ナキ旨ノ記載

ニ依リ孰レモ之ヲ認メ

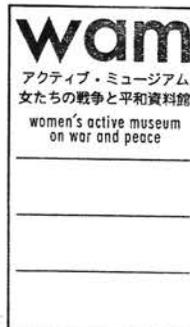
犯意繼續ノ點ハ被告人等(但被告人春吉ヲ除ク)カ判示短
期間内ニ同種行爲ヲ反覆累行シタル事蹟ニ照シ明白ナリ

これは抄本である。

平成 14 年 10 月 7 日

長崎地方検察庁

検察事務官 熊 和幸 



01910